

## 環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年6月21日（火）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	徳田 修和 君
委員	中村 満雄 君	委員	宮本 明彦 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深君
委員	前川原 正人 君	委員	時任 英寛 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小野 博生 君	環境衛生課長	中馬 吉和 君
生活環境政策G長	宝 徳 太 君	廃棄物対策G長	山元 辰美 君
政策Gサブリーダー	唐 鎌 賢一郎 君	生活環境G主任主事	川畑 貴雄 君
環境保全G主任主事	若松 樹 君		

5. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 藤本 陽子 君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議員と語りかいで出た意見について（水力発電（九州発電㈱の地元への還元について）  
再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて  
ごみ袋の有料化について

9. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前10時00分」

### ○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。傍聴の申出があったときには、許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、議員と語りかいで出た意見について（水力発電の地元への還元について）執行部の説明を求めます。

### ○生活環境部長（小野博生君）

本日の所管事務調査は、「議員と語ろかい」で意見のあった重久小水力発電所に関する地域振興費の件についてと、本年6月に運用開始した「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」の件について、及びごみ袋有料化の件について、合わせて3点について、御審議いただく予定となっております。なお、それぞれの件の詳細につきましては、環境衛生課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

それでは、最初に重久発電所の地域振興費について御説明いたします。資料は1ページから4ページになります。1ページの資料は本年3月4日、本委員会で基金条例について御説明申し上げたときの説明資料になりますが、この時の説明で重久発電所から頂く地域振興費につきましては、今後、「霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金」に積み立て、良好な住環境の整備及び自然環境の保全を図る事業等の経費に充てることとし、地元も含めて霧島市全域での活用を考えていると申し上げたところでございます。また、議員と語ろかいの中で、地元に戻元する話があったのに、実際は市の方にお金が入っているとの御意見につきましては、平成24年に締結された協定書によると、事業者から市に地域振興費として200万円を支払うとなっているようです。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

平成26年9月議会で、私が一般質問で取り上げていますのは御記憶だと思いますが、地域振興費として毎年度200万円を支払う予定であると、どのように活用する予定かということで、重久地区に支払われるかということをお聞きしましたところ、その時点においては、今後考えるという答弁だったのですが、そこで東襲山地区の議員と語ろかいで話が出たことはあとで聞いたのですが、そのことで、今朝ほど小水力発電所のゲートが開かれています、そこにはかなりのシラスが堆積していたと。それがゲートが開くことで流されると。最近頻りにゲートが開いていて、その都度シラスが下に流される。それで、その都度重久の上溝というところの取水口が、小水力発電所の取水口と発電所の間の中にあるわけです。ゲートが閉じられていれば何の影響も受けませんが、ゲートを開くことによって、その維持管理に出向かないといけなと。上溝の水利組合長さんがそういうことで非常に迷惑を被っていると。それで九州発電に問い合わせましたところ、迷惑を掛けているのは承知していると、あの200万円の中に迷惑料も入っているという回答だったのですが、それについてどう思われますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この小水力の発電所ができる頃の地元の方と事業者とのやりとりということについては、私たちのほうでは把握できていないところでございますが、平成27年から地元への200万円につきましては、まず、重久のLED化を含む防犯灯ですか、そういうものの一部に充てられているというのが事実でございます。地元からそういう話があるということで、私どもも上司のほうともいろいろ協議をしたところでございますけれども、地域振興費としての捉え方というのを地元を含む市全体への地域振興費であるという認識が示されております。ただし、地元から今のような、そういう個別的な要望があれば、当然、私どももまた、それは上のほうには伝えて何らかの対応ができないかという協議をすることはやぶさかではないというふうに考えます。

○委員（中村満雄君）

ぜひお願いしたいということと、ゲートが開くたびに行かないといけない。それは重久上溝の水利組合長さんは大変だと。非常に迷惑だと。ゲートを開いたときにはシラスが流れてくる。それが重久上溝に入るといことは事実なんですよ。九州発電は200万円の中に迷惑料が入っているんだと言われたら、そのところを九州発電に確認していただくとか、全部とは言わなくても、1割か2割くらいは、重久地区とか止上地区が迷惑を被るんだということを確認していただきたいということで、よろしくをお願いします。重久のゲートのところが今朝も見ましたが、シラスが1 m50cmくらい溜まるのですね。一昨日からの雨で溜まっています。九州発電にそのシラスを除去できないかと。要は川にそのまま流すのではなくて、流す前にバケツか何かで掬い上げてどこかにもっていくことはできないかということをお願いしたのですが、九州発電の回答は、あれは取り上げたら産業廃棄物となって、ゲートを上げて流したら構わないのだという見解なのです。そういったことに関してどのように思われますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

産業廃棄物であるとかの前に、まず、九州発電があそこに小水力というのを持っているという事実がございますけれども、今回のこの原因というのは、やはり永水の太陽光からの原因もあると思いますので、その九州発電がそれを全て被ることが正しいのか、そこも含めまして、やはり原因である太陽光側にも何らかの責任はあると思いますので、そこも含めて協議をさせていただきたいと思います。そひて産業廃棄物であるかどうかということについては、私どものほうでもそこは調べてないので、回答はのちほどさせていただければと思います。

○委員（中村満雄君）

平成22年の永水水害のあおりで重久地区の川底が上がって、川から逆に田んぼのほうへ水が入り込んで水害が起ったという経緯があります。そのときの理由が川底に堆積したシラスが大量にあって水がちょっと増えたら田んぼのほうへ逆流するということですよ。そういったことが発生していますので私が思いますのは、せっかく入戸のところにゲートを造って、上からのシラスを一旦止めていると。せっかく止めているのだったら、それを除去するという方法を取れば、重久辺りの川底が上がるということの防止策として非常に効果があるのではないかと思いますので、ぜひともそのところの検討とか県との協議とかをお願いしておきます。

○委員（時任英寛君）

課長のほうから先ほどありましたように小水力発電所がなかった場合、結局ゲートを開けてしまえば、シラスがそのまま流れると、なかった場合はそのままずっと流れているわけですよ。その因果関係というのもしっかりと把握をしないと、小水力発電ができたからシラスが流れているということではないと認識をするんですよ。だから先ほど課長が申されたように、小水力発電が原因でシラスが流れるのではなくて、シラスが混じったものが流れ込むことによって、小水力発電の機械に影響を及ぼすということでゲートを上げて、そのまま直接流していらっしゃるわけですので、その辺りを小水力発電だけに求めるものはいかがかなと考えておりますので、結局根本的な問題が解決しないと、やはりこれは解決していかないとそういうふうに認識しておりますけれども、このような見解でよろしいでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

ただいま時任議員から御意見を頂きました。そのとおりに私どもも考えているところでございます。

「休 憩 午前10時10分」

---

「再 開 午後10時11分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

○委員（前川原正人君）

今のやり取りを聞いていて感じたのですが、関連になると思います。協定書の中で疑義の処理ということで、第10条の解釈として、異論・意見が出たときは市がしっかりと中に入って、仲介をし、解決の方向で取り組むという理解でいいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かにこの第10条の疑義の処理というのが、甲乙のことについて書かれています。いわゆる甲が市で、乙が九州発電ですので、中に入るというよりも、むしろ当事者でございますので、その辺はしっかり対応していくべきだと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの関連であります。原因者責任という点では、先ほどありましたとおり、水力発電ができてなったのではなくて、上のほうのシラスが流れ出して堆積をするという事例もあるわけですが、やはりこの責任の第5条の中で、未然に防止をするんだよということと、万が一事故が発生した場合は、乙が全て責任を負うものとするということなので、責任という点では上流側になるんですけども、そういう場合でもやはり市としても、中に入ってちゃんとその改善の対策、それなりの対応というのを求めるというそういう理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

水力発電所の協定書で申し上げれば、市全体ですのでどの部署がということでもないのですが、環境衛生課のほうで対応いたしますが、永水地区の太陽光発電所が含まれてくると、今度は開発協定というものが締結されておまして、当然それが協定の当事者が市になっておりますので、そこら辺も含めて、市としては間に入ったりという対応は絶対必要ではないかなと考えます。

○委員（松元 深君）

地域振興策について3年ごとに協議し、また更新するとあるのですが、これは平成27年10月で3年ですが、協議、更新がされたのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

まだ1回目の更新がなされておられませんので、今後更新する予定としております。

○委員（中村満雄君）

重久地区、東襲山地区の方々の御意見としては、地域振興費の地域の問題で、霧島市は霧島市全域を地域と見なして、この200万円をお使いになったわけですが、地元の方は当然地域っていうのは迷惑を被る地域、影響を余計に受ける地域という認識を持っていらっしゃるのですよ。そこに関してどのように思われますか。

○生活環境部長（小野博生君）

先ほどからいろいろお話を聞かせていただいたのですが、最初、中馬課長が申しあげましたけれども、今回の地域振興費、協定書によって200万円を市のほうに支払うと。最初、課長のほうで基本的に

は地域ということで重久地区のほうを、まずは優先していると。最初にLEDを入れたりしております。そういう形で重久地区を優先してやっておりますので、そのような意見があれば、そこはまた検討はできると思いますので、今後また対応していきたいというふうに考えております。

○委員（時任英寛君）

したがって、この地域振興費をシラスの除去に使うのかという部分については、これは確かに用水の取水口が詰まるということで、そういう対策をしなければならぬんですけども、ここは原因者責任というものをしっかりと見極めた上で、せっかく地域振興費として、基金として、それを積み上げているわけですし、果たしてそれを河川の管理に使っていいものかどうかというのは、これはまたある意味疑義が出てくる部分だと思います。先ほど中村委員からありましたように、一旦溜めているのだったら、そこで溜めているのをすくい出すというのは非常に効率の良い考え方だと思います。ただそれをこの地域振興費で対応していいかどうか議論の分かれるところだと思うんですね。だから正直言って200万円毎年頂けるのですけれども、これをシラスの除去作業に使えばあとは何もできないという可能性もありますので、ここのところは関係各課ともよく連携をしていただいた上で、確かに中村委員のおっしゃるように、溜まったものを急に出せば、それなりの流量というのは出てくるわけですが、そこをうまく処理できれば非常に良いわけですので、ただ、それをどこがやるのか、どこの責任としていくのかということは執行部内でしっかりと協議をした上で、河川管理となっていくとおのずと県ということになっていきます。ただ、原因者がはっきりとしている部分につきましては、そこからの支出というものも考えられますので、しっかりと協議をした上で結論を出してもらいたい。輕輕に環境まちづくり基金をそこに活用していくというのは余りにも早計ではなからうかと考えますのでしっかりと協議をお願いしたいと思います。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

ただいま御意見がございましたようにそのような対応をぜひさせていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

先ほどLEDとかを優先的にやっているという話がありましたが、ということは少なからず地域には優先的にされているという理解でいいですか。確認しておきます。

○生活環境部長（小野博生君）

最初の年だったと思うのですが、まだこの基金ができていない状況では、そういう形で、まずは重久の地域の方々の分から行ったほうがよいのではということで、防犯灯に関する部分のLED化を重久のほうから進めていったということがございます。あそこにできた状況と合わせて地域の方々に最初に恩恵をもたらしたほうが良いという考え方だと思います。

○委員（宮本明彦君）

200万円の基金をつくったというのは3月で初めて知ったわけですが、平成24年の10月に提携して、今までどれだけ九州発電のほうから寄附を頂いて、どれだけ重久のほうに使ったのか、あとは重久地区にそういう話はできているのかお伺いします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

重久の小水力発電所のほうからの受入れでございますけれども、平成27年度に233万3,333円、これは稼動してから日割りでやっている関係で端数が出てきます。平成28年につきましては200万円になります。この平成27年度分を重久のほうのLED化の財源として充てておりますが、私どもの事業と

して行ったのではなくて、安心安全課が防犯灯整備の財源として行っておりますので、重久のほうに幾らとかの具体的な数字としては持ち合わせておりません。

○委員（宮本明彦君）

安心安全課のほうに確認していただいているのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

金額は分かっておりませんが、防犯灯の基数は把握しているので申し上げます。平成27年度実績で国分地区に新設で31件行っておりますが、そのうち重久地区が8件、古くなった防犯灯の入れ替えで53件行っており、これについては重久地区は含まれておりません。新設のみ重久地区は8件行われているようです。

○委員（中村満雄君）

先ほどからの農家の方が被っている迷惑についてですが、確かにそもそもは上流からシラスが流れてこなければ一番いいわけですが、私自身はゲートを開くことによって大量のシラスが一気に流れてくると。それが河川は2級河川なので県の管轄ということは認識しておりますが、農家の方は重久の上溝に入ったシラスの除去作業というのが発生するわけです。これも上溝の土地改良区の方が本来しなくてもよい作業を強いられているということに対する配慮とかということが必要ではないかと思うのですがいかがですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この問題につきましては、永水のほうで地元説明会があった折、賠償についてその事業所の社長さんが全てのものに応じるというような話をされた中で、確かそういうような河川へシラスが溜まった分の除去、あるいは水田へ被害を被った賠償についてもそちらのほうで対応するというような話もあったようでございますので、そういうような話の持っていく方もあるのではないかと考えております。

○委員（中村満雄君）

賠償については話がそれてしまうかもしれませんが、永水地区の場合は永水地区独自の環境保全協定書を結んでいるわけです。それに基づいて住民が事業者と色々な話し合いができるような手配をしているのですが、重久地区とかそういったところの方の賠償交渉となりますと、開発協定に関わることになってしまうのではないかと。永水地区で結んでいる環境保全協定書の範囲を超えて今建設部が結んでいる開発協定に書いてある賠償の規定になると思うのですがいかがでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

今、永水の太陽光発電所の開発協定を拝見させていただいておりますけれども、この開発協定に掲げてある文言の中で、地元の自治公民館及び水利組合というのがあります。これが限定的な意味を持つものなのか地元の自治公民館がどこまで広がっていくのか、ここら辺も慎重に対応していく必要があると思いますが、この開発協定の中で、これで対応できるというふうに解釈できれば太陽光発電所の事業者のほうにお願いをしていくことができると思いますが、今の段階でこの開発協定に書いてある範囲をどう捉えるかということはいま即答できません。

○委員（宮本明彦君）

先ほど金額を質問しましたが、大体1基4万7,500円くらいかなということですから、8基で恐らく、33万3,333円くらいが使われて、基金として平成27年度に入れたということになると思いますから、もう安心安全課へは聴いてもらわなくていいです。

○委員（時任英寛君）

この環境まちづくり基金、ここを所管しているのは生活環境部でいいのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

このエネルギーの基金ですか。[「はい」と言う声あり] はい、生活環境部です。

○委員（時任英寛君）

この基金を活用するときには、庁議等各課にわたるものを行っていかざるを得ないわけですよね。単純に環境衛生課ではその基金を取りあえず管理しているということであるだけであって、生活環境部の事業に必ずしも使うということではございませんよね。仮に地域還元というか、地域に寄与するような事業というものは生活環境部でどのような事業があるかお答えいただけますでしょうか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ただいまの御質問でございますが、まずLED化、これは先ほど安心安全課の事業だということでお話申し上げたと思いますが、そのほかに低公害車の補助事業に充当をしております。それ以外につきましては、取りあえず基金に積んでおくという考えで結構かと思えます。

○委員（時任英寛君）

LEDは生活環境部の事業ではないですよね。これは総務部の安心安全課の管轄になってきますよね。結局LED化と低公害車の2事業を基本的には進めていくということで、ほかの用途についてはまだ明確に協議がなされていないと理解してよろしいでしょうか。先ほど中馬課長から地元の要請があればそれについて、上を通して協議をしていくと。従いまして、事業の拡大というのは考えられると認識しましたが、それでいいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

現在の用途についてはそのような状況ですが、今後この基金を積み立てた目的等に照らして、弾力的な対応ができるものと考えております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかに質疑はないですか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

続きまして、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて、庁内でどのような議論があったのかということとガイドラインについてのお尋ねでございますので、それについて御説明いたします。資料5ページに、市内の主な再エネ施設の整備状況とそれらを取り巻く国や市などの動向を記載いたしておりますので、参考にいただければと思います。まず、ガイドライン作成にあたっての議論等でございますが、再生可能エネルギーにつきましては、平成24年、国の固定価格買取制度が開始されたのを受け、国内での施設整備が急速に普及するなか、地理的な条件に恵まれている本市においても各種エネルギー施設の整備が進みつつあったところでございます。しかし、これらの整備に関する法律等が整備されていない中で、どの自治体でも土地の開発等による災害や景観等への影響が懸念され始め、本市においても同様にその影響等について庁内の検討委員会を開催するなど協議を重ねていたところでございます。特に国立公園を擁する本市では、景観が損なわれる恐

れがあることへの対策として景観条例等の扱いについての議論や大分県由布市の研修視察などを行っており、当条例の改正等については、現在も担当課にて検討されているところでございます。その上で、景観に留まらず、森林等の開発による災害や自然環境等への対応として、県の開発行為の許可などとは別に、市独自の基本的な考え方を明確にし、そのための対策を講じていくために、今回ガイドラインを策定したところでございます。ただ、本ガイドラインは、当然不適切な開発等は抑制することとなりますが、本市では、市長のマニフェストに「再生可能エネルギー導入促進で100%地産地消」とあり、また、「環境への配慮がなされ、住民の理解が得られた開発については積極的に推進する」との市長の姿勢が示されていることや市の環境基本計画での再生可能エネルギーの積極的な推進という基本的な立場等もございますので、クリーンなエネルギーである再生可能エネルギーの秩序や調和の取れた整備を促していくことにより、地域との共存も図られるような指導も重要と考えております。それでは、次にガイドラインについて、概要を御説明申し上げます。資料は、ガイドラインと概要をお示しいたしておりますが、6ページの概要の方で御説明申し上げます。まず、ガイドラインの目的でございますが、先ほどの策定の経緯等でも考え方を申し上げましたとおり、市内に設置されます再生可能エネルギー施設について、事業者に対する災害防止や景観の保全及び生活環境の保全等への配慮と特に重要な事項として計画段階における地元との合意形成を掲げております。対象となる施設でございますが、法（再エネ特措法）に規定する太陽光、水力、風力、バイオマスの各エネルギーとし、その規模は発電出力が1,000kW、いわゆる1メガ以上のものと致しております。ただし、水力とバイオマスにつきましては、1メガ以下のものでも事業としての開発の可能性があるということで500kWと致しております。なお、地熱につきましては、昨年温泉水熱を利用した地熱発電に関する条例が制定されていることから、ガイドラインからは除外いたしております。次に対象区域でございますが、市内全域を対象としております。そのなかで、観光立市として特に景観上の配慮の必要な区域を別途定め、担当課である都市計画課と十分協議を行うよう定めております。次に事業の周知でございますが、これは先ほど目的のところでも申し上げました地元との合意形成を図るうえでの入口となる部分です。事業の計画段階で、まず地元への説明会の開催や事業内容等の看板の設置などによる周知に努めてもらい、その上で理解や合意を得て事業を進めて下さいという流れになります。そのほか、設備設置後の管理についても細かく求めるとともに、本市では昨年11月「霧島市再生可能エネルギー事業者協議会」を設置し、本市に再エネ施設を整備した事業者と地域との共存が図られるような市との連携体制も構築いたしておりますので、それらへの積極的な加入等も求めています。以上が概要になりますが、御承知のとおり、本ガイドラインは今月1日より運用いたしております。今後、運用に際し、皆様方の御理解・御協力を賜る場合もあろうかと存じますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上で、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについての説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

霧島市のガイドラインで農薬を使わないでくださいという記述があるわけです。このことに関して伺いたいのですが、他の市では十分配慮することというだけの記述であって、農薬を排除していないのですよ。霧島市の場合は農薬による除草というのは排除しているという認識でいいですか。



○生活環境政策G長（宝徳 太君）

霧島市では農薬を使わない方向で事業者にはお願いする方向です。

○委員（前川原正人君）

資料5ページの中で稼動済みの分と稼動予定分ということで記載があるのですが、どうしても開発協定書が必要な場合は県の所管になって、市のほうに意見が求められてということになるのですが、この稼動済みの分、そして稼動予定分の中で開発協定書を結んでいない施設というのはどれになりますか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

稼動予定分だけお答えさせていただきます。永水については、開発協定はございます。牧園高千穂については林地開発のみですので、開発協定はないというふうに理解しております。福山桜島カントリについては土地利用協議も林地開発もございませんので、許可自体がございません。国分上之段につきましては林地開発のみで開発協定はありません。隼人がガーデンシティ跡地の太陽光発電につきましては林地開発のみと理解しています。間違いがあったら申し訳ありませんが、一応そのような認識しております。

○委員（前川原正人君）

先ほど言いました、結んでいないものではなくて、届けをしなくてもよろしいという理解にしていただければと思います。そこでお聴きをしたいのは、今回6月1日からガイドラインの指針が出されて、ある意味環境保全だったり、住民の理解を得るという前提でのガイドラインになっていると思うのですが、やはり一番の問題というのは法的拘束力というのがないということが本会議の中でも明らかになったわけですが、6月1日以前に稼動した分についてのガイドラインの報告義務とかについてはどのようにお考えですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

ガイドライン以前にいろいろな許可が出たり、着工されている部分についてのお尋ねでございますけれども、ガイドラインというのは法や条例とは異なりますので、それらの規制を厳密に当てはめるといっても、ある意味では弾力的な対応ができるのかなと考えています。従いましてガイドラインをそもそも作った趣旨というのが、霧島市の考え方というのは明確にお伝えすることは全然構わないし、やぶさかではないの、私どもは6月1日以前にいろいろな行為をなされている事業所に対しても当てはめていって、お願いをしていくつもりでございます。実際、牧園高千穂の太陽光につきましても、私どものほうから地元への周知や説明会等について、いろいろ資料をください、報告をしてくださいというようなお願いも既にいたしているところでございますので、そのような対応はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（中村満雄君）

資料の5ページで林地開発というと、行政指導の範囲の鹿児島県の土地利用対策要綱に基づくいろいろな資料、その土地利用対策要綱の中に地元との開発協定書を結ぶことを推奨していて、開発協定書を無視したら事業者の公表などが記載されているわけですが、林地開発の森林法による許可の案件に関して、牧園や上之団や隼人の地元の方が一災害が起きた場合、協定書があれば、協定書は契約書なのでそれに基づいて協議ができるわけですが、地元で災害などが起きたときの賠償の規定というのは森林法では見当たらないのですが、森林法による許可の場合にそういった事故が起こったときにど

のようにしたらいいかを伺います。

「休 憩 午前10時45分」

---

「再 開 午前10時47分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

先ほどの賠償の件についての質疑ですが、対策の一つとして開発協定以外に住民と事業者のほうで環境保全協定というのを結ぶことが可能だと思います。これは永水の問題でも中村委員がすごく理解していらっしゃると思いますが、私どももこういう協定があるんだということも住民の方に情報としてお伝えをするし、事業者のほうにも住民から要望があったときはこの協定を結んでくださいというような指導も当然このガイドラインに添ってできますので、まずはそれは手立てになるんじゃないかと考えます。

○委員（中村満雄君）

6月1日以降の案件については協定書を締結することがガイドラインに記載されていますので、安心できるんですが、5ページのここに記載されています、こういった今進行中のものに関してどうするかというのが地元の人にとっては非常に不安であるということです。だから進行中の案件であっても生活環境部のほうで、その事業者に対して地元と環境の保全協定とか賠償の項目も含めた協定書を結ぶという動きはできませんか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

進行中のものでもございまして、今実例と致しまして、国分上之段の太陽光発電の件につきまして、既にこちらのほうからお願いをして、地元と事業者のほうで保全協定についても原案について、意見交換等がなされているところでございますので、私どももそのような対応に努めてまいりたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

太陽光関係で稼働済み、稼働予定分ありますが、この中で中国資本というのは入っていますか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

稼働済みにつきましては、中国資本は無いものと理解しております。稼働予定分なんですが、地元説明会での話を聞く限りでは、中国資本はないものと思っております。ただし、隼人ガーデンシティの分だけはスペイン系だと思います。

○委員（宮本明彦君）

先ほどもありましたが、稼働されたところにも説明に行かれて十分両方で協議して納得いただいているという認識でいいですか。まず稼働済みのほうをお聴きします。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

稼働済みの分についてはこちらから連絡はしておりませんが、現在進行中の稼働予定分については、業者とは接触をしております。特に業者さん自らこちらに出向いてきていただいて、ガイドラインに添った申請をしたいのだけれども、どのようにしたらいいだろうかという御相談を受けております。あと、稼働済みの中で、明日再生可能エネルギー事業者協議会というのを開催予定でございます。そ

の中の構成員の稼働済みの事業者さんに関しましては、このガイドラインについて説明する予定と致しております。

○委員（宮本明彦君）

稼働済みの会社については、明日の協議会のほうにバイオマス、小水力含めて皆さん来られると理解していいですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ドリームソーラーというのがございますが、それ以外は全て担当者レベルではございますが、会議に来ていただく予定になっています。

○委員（宮本明彦君）

そこには改めてお話するというのでいいのですね。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ドリームソーラーについても一応周知はしたいと思っています。

○委員（宮本明彦君）

先ほど稼働予定分のところが市役所に来られて、ガイドラインについて進めたいのだけれども、どう考えたらいいかという協議を行っているという話がありましたけれども、今のところガイドラインについて協議のためにみえられた又はお話に行かれたというところがどこかお聞かせください。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

稼働予定の分だけお答えしますが、永水は現在協議ができる状態ではありませんので、こちらのほうはのちほどさせていただくということです。牧園高千穂太陽光発電につきましては、先般地元説明会があったあとで、社長以下4名ほど相談に来られております。福山桜島カントリーにつきましては周知は致しております。国分上之段太陽光につきましては、これも先般地元説明会がございました。そのときに事業者と、先ほどうちの課長が申し上げたとおり協定書も視野に入れたガイドラインの適用をお願いいたしております。隼人ガーデンシティ太陽光につきましては、周知は致しております。

○委員（宮本明彦君）

ということはきちっと報告される予定であると理解していいですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ガーデンシティの分につきましては、地元説明会等は終えておりますので、地元説明会の経緯、事業計画等を提出していただくことになろうかと思いますが、先方から出しますよという回答は今のところ頂いておりません。

○委員（中村満雄君）

つくば市もガイドラインを作っているのですが、つくば市のガイドラインは条例制定のつなぎであるという記載があります。霧島市は景観条例を改定してということの答弁が以前あったのですが、都市計画課などにいろんなことを伺いますと、上位法の景観法などのしぼりがあって規定そのものは難しそうだということがあられるわけですが、霧島市の場合は別途条例を作ってとかそういったことを視野に置いていらっしゃるのかお聞かせください。

○生活環境部長（小野博生君）

今の御質問につきましては一般質問の中でもお答えをしたところでございます。本市のガイドラインのそもそもの趣旨というのが、最初に中馬課長からありましたように、私どもは再生可能エネルギー

一というのは二酸化炭素を出さないものであって、クリーンなエネルギーであるということで、基本的には推進をするというのが、市長のマニフェストの中にもあり、また、環境基本計画の中にも示しているところがございます。ただし、無秩序な部分についてはどうかということがありますので、そこはルール化をする必要があるということで今回ガイドラインを作ったと。今までにつきましても環境に配慮がなされ、住民との理解が得られたものについては、どんどん進めてきたということでございます。そこの方針的な部分は変わっていかないだろうなというふうに思っております。ただし、先ほど言いました無秩序な部分についてはきちんと、ガイドラインでしていかなければならないだろうということで、今回は条例で対応するのか、いろんな指導要綱なりで対応するのか、まずはガイドラインでやっていきたいと思いますという考え方のもとで行ったものでございます。言われたとおりにつくば市の場合は、まずガイドラインを作られて、そして条例の中で更に区域を決めて出される予定であるようでございます。今後、つくば市の状況なども勉強させていただきたいと思っております。先ほど課長からも話がありましたとおり、都市計画課のほうでは景観に関する条例ですか、その改正については作業を進めていると。中身についてはどういう形になるか私どもも聞いてはいないのですが、そういう話をしているようでございます。ですので、まずはガイドラインを進めていながら、今後一般質問の中でもお話を申し上げましたとおり、ガイドラインの中で対応ができなくなる部分につきましては、先進事例などを参考に勉強させていただき検討したいと思っております。

○委員（中村満雄君）

市のガイドラインには協定書を結ぶことを推奨するといったそういう記載があるのですが、それは市が結ぶのではなくて、近隣の地域とか水利組合が提携することになるかもしれませんが、その雛型を提供するとかの考えはありませんか。例えば県の土地利用対策要綱の開発協定書は概ねこのような内容を含んだものをとったようなことが記載されているわけです。その辺はどうですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

保全協定の雛型ということですが、私どもも全く住民の方はそういうものを御存じでないから、一定の雛形とかを示したほうがいいかなということも当然思っております。雛型についても今は永水の保全協定しかないわけで、いろいろ中身のほうを慎重にしていかないと、もし賠償問題などが発生したときに、市が示した雛型に漏れがあったということにもなりかねませんので、雛型を示すということがいいのか、事業者と住民の方々がある程度の案を作られたものをこちらで見せていただいて、それについて指導や助言をしていくのがいいのか。そこら辺も含めて検討中でございます。

○委員（中村満雄君）

FIT法の改正で太陽光発電の維持管理とかそういったことが非常に厳しくなっていると。実は地元で中国資本とかそういったもので建設されたメガソー施設がある程度の儲けを得られたらそのまま放置するのではないかというような危惧があるわけなんですよね。そういったものに対してどうするか。例えば湧水町では事業者は20年か25年経過した後は湧水町にあげると。そういったことで湧水町は頂きますといったような動きをしたみたいですが、一番住民が困るのは施設をそのまま放置されるということですが、そういったものに対するいわゆる規制とか、法人そのものが辞めて解散してしまったとかということも想定されるのですが、そういったことに対してどう考えるかお考えください。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

例えばガイドラインにつきましても、事業終了後のことについても記載しておりますが、今中村委員が言われましたF I Tの改正法の中でも、この制度では事業終了後の設備撤去等の巡視を求め違反時の改善命令、認定取消を可能とするというようなことも明確にこの中で示しておりますので、そのような国の法に従っての対応ができるのではないかと考えて降ります。

○委員（前川原正人君）

再生可能エネルギー設備、ソーラー等の導入に当たって、手続きが必要と考えられる規制、それを審議するのは環境対策審議会のようなところで議論するのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

当然、環境対策審議会にはこのガイドラインについて、今回お示しをして御意見を伺うようにしております。ただし、環境対策審議会を開催して、意見を伺うということは、今回はしていません。当然のことながら環境対策審議会についてもこのようなガイドラインについては意見を求めたほうがいいのでございましょうが、今回のガイドラインについては、一部制定において、時間等の制約もあった関係で間に合わなかった部分もありまして、議員の皆様方にはガイドラインを送らせていただいて、意見を求めたという形を取らせていただいております。

○委員（前川原正人君）

私が聴きたいのは、ガイドラインを制定して、業者さんをお願いをするわけですね。お願いをしますけれども、いろんな事例が出てきて、それを協議するという期間というのは、庁内だけの環境の部署だったり、都市計画課だったりとの協議だけで終わらせるのですか。それとも審議会的な議論の場というのがあるのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

今回のガイドラインの協議につきましては、庁内の関係部署のみの協議となっております。

○委員（徳田修和君）

別表3の導入にあたって手続きが必要となると考えられる規制・相談窓口一覧で、この担当窓口部署に窓口で対応する部署に生活環境部が出てきていないのではないかと思います。このガイドラインを進めていくことや再生可能エネルギーに対しての所管として、果たして今の担当課で合っているのかなと感じるのですが、今後の再生エネルギー発電の所管の在り方というのは検討されているのでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の再生可能エネルギーに関する部分でございますが、私どものほうで、担当はしているところでございます。今後につきましては新しい庁舎ができますが、それと併せて組織改正なども考えられているようでございます。その中で議論されていきます。このガイドラインの別表3に書いてありますのは農地であれば農地法の担当があり、景観であれば景観法の担当があり、文化財であれば文化財法の担当があり、やはりそれの中で議論をされてきます。ただし、その中で一つ一つするのではなく、やはり生活環境部が全体の窓口として対応していこうということで、例えば関係のある部署を回るのではなくて、まずは生活環境部を通過いただければこういうものがありますよと。地元とこういう協議を進めてくださいとか、こういうルールを守ってくださいとか、再生可能エネルギーを導入するに当たって窓口となって指導していくというふうに考えていただければと思います。

○委員（徳田修和君）

全体の窓口ということは理解するが、これでは所管の職員としてうまく立ち回れないのではないのかなとガイドラインの中身を見ても思うわけです。今回組織改正、市長が進めていく再生可能エネルギーなどを押していくのであれば、やはりそういうことを統括してサポートができるような所管を新たに作るのか、そういう考え方を進めていくべきと思うのですが、そのような検討はされてきていますか。

○生活環境部長（小野博生君）

今までのところでエネルギーに掛かる政策部署の議論はなかったようでございます。今後やはりエネルギーに関する部分は再生可能エネルギーもですが、例えばエネルギーは電気だけではないのです。ガスであったり石油であったり、いろいろなエネルギーに関する部分は大きいです。その部分は霧島市としてどう対応するかは、今後議論されていくべきだと思います。市の組織を検討する場がありますので、そのようなことを提案していきたいと思います。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

ただいまの部長の答弁に追加して御説明申し上げますと例えばエネルギーであっても、地熱につきましてもは企画部、バイオマスについては農林水産部、そしてそれ以外のものについては環境衛生課と分かれています。これは一体化として取り扱えるような検討がなされているようでございます。

○委員（時任英寛君）

開発協定書については、主務課は環境衛生課ということによろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

開発協定の主務は都市計画課になります。

○委員（時任英寛君）

であるならば、このガイドラインができて、このことを業者さんへお伝えするのは生活環境部の環境衛生課なのですが、実際協定書を結ぶのは都市計画課と。先ほど、林地開発等でも今後は協定書を結んでくださるところも出てくる可能性があるとありましたけれども、そうなったときには林地開発で協定を結ぶときの主務課は林務水産課と理解してよろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かに環境衛生課としては、庁内全ての窓口になります。開発協定については先ほど申しあげましたとおり都市計画課、そしてもう一つ環境保全協定というのが出てきておりますが、これは事業者と地元の方とが開発協定を補完するような協定の意味合いもあります。環境保全協定につきましては、私ども環境衛生課が関わって、地元と事業者が締結しますので霧島市が立会いというような立場を取らせていただいています。

○委員（時任英寛君）

したがって林地開発許可の開発行為については災害等が起きましたら、第一次的には農林水産部林務水産課が対応し、環境保全協定の協定内容を履行する段階においては環境衛生課が立会いを行っている立場上中に入るという手立てをしていくというような理解でいいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

市が立ち合いという立場で、それに関わっているのが環境衛生課ということでございますので、そういうような関わり方になると思います。

○委員（時任英寛君）

市民から見ても非常に分かりにくいので、先ほどからありますようにしっかりと協議をして、県は企画部に再生可能エネルギーの部署を持っておりますので、そのような形でしないとかえって市民があっちに行ったり、こっちに行ったり、災害があったら林地開発の分は農林水産部に行って、環境保全協定ができたならここに来てと。そういうことではなくて窓口を一本化することが今後の危機管理の対応策になると思います。早急にそこは進めていきたいと求めています。

○委員（松元 深君）

ガイドラインは環境衛生課が取りまとめてやっているということですが、例えば事業の周知・計画の届けなど、いろいろあるのですが、それは環境衛生課が窓口になって今も届出をもらったりしているのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

そのとおりでございます。少し補足させていただきますと、今までは土地利用協議、用地転用、林地開発、我々は再生エネルギーの窓口として、それぞれの部署から資料を頂いて、整理をしてきました。それがこのガイドラインができることによって、周知をしたよとか、計画はこうなっていますよという情報が集約されるというふうに思っております。そのためにうちのほうとしてガイドラインを作成したことになりますので、当然周知・計画書・届出については生活環境部のほうに出していただきます。

○委員（松元 深君）

後一つですが、発電設備が破損した場合の対応で、破損した場合は事業者が被害を最小限に留める措置を講じ速やかに復旧をしてくださいという、こういう場合の届出がガイドラインの中にはないのだけれども、その辺についてはどうなっているのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ガイドラインには見直しの規定がございますので、必要に応じ、今後見直していきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

資料9ページの一番下のところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、この中で地熱を外した理由をお示しく下さい。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

地熱につきましては昨年温泉熱を利用した地熱発電に関する条例が制定されておりますことから今回ガイドラインからは除外させていただいております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時18分」

---

「再開 午前11時24分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次にごみ袋の有料化について執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

それでは、最後にごみ袋の有料化及び環境保全協会との関連について御説明いたします。資料の21ページをお開きください。この資料は霧島市環境保全協会本部の平成27年度決算の収入に関するものになります。この資料で上から3項目、特別会計繰入金というのがございますが、その右端、摘要欄に記載されております、売上げから支払いを引いた6,600万1,354円、これが平成27年度のごみ袋の販売益になります。この販売益等を主な財源として、本部以下7支部の保全協会の活動が維持されております。本部及び支部への交付額は、22ページ支出に関する資料の負担金及び交付金の摘要欄に記載のとおりになります。委員の調査事項に保全協会からの還元品についての記載もございましたので、23ページを御覧ください。平成26年度と27年度の各支部からの還元状況を記載いたしております。委員御指摘のとおり、各支部によって還元品は異なりますが、これは各支部の総会で決定されることとなっております。24ページ以降は、平成27年度の保全協会の各支部の活動等について一部資料を添付いたしておりますが、保全協会では年間を通して地域の環境美化に関する様々な取組を行っております。保全協会はほとんどの地区において地域の代表である地区自治公民館長さん方が委員を務めておられ、高い美化意識のもとリーダーシップを発揮されております。また、別紙にて、昨年初めて作成いたしました保全協会だよりを配付させていただいておりますが、これは平成26年6月の当委員会で御意見を頂いた協会のPRによる市民の理解ということへの取組を実現したものになります。ごみ袋を市が販売し、その収益をもとに各事業の財源に充てるという有料化についての御意見でございますが、有料化の議論については、これまでも御意見等を頂いた経緯もございます。ただ、本市では、現在ごみ焼却施設の延命化等に伴うごみ分別の根本的な見直しを考えているところでもありますので、その議論につきましましては、状況を見極めながら検討していくことになると思います。ちなみに、51ページに鹿児島市のごみ有料化に関する新聞記事を添付いたしておりますが、なかなか厳しい状況もあるようでございます。以上で、全ての説明を終わりますが、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

ごみ有料化については、私のほうからいろいろ協議させていただきたいということで出したものはあります。前回の環境福祉常任委員会でも所管事務調査をやらせていただいております。その中でごみの有料化といったらいいのですか、先ほど鹿児島市の記事も資料として添付してあるとおっしゃいましたが、ここのところは少しニュアンスが違うのかなということでも思っています。鹿児島市自体はごみ袋が有料になっていないから、それを有料化するという意味で、霧島市の場合はごみ袋は有料化されているという認識でいるものですから、あとは宮内議員が言われた条例化ということについて、どういうふうに進んでいるのかなということです。そのほかにごみ袋の料金の収入があるのですけれども、これを環境保全協会が健全に使っているというのも分かっているのですけれども、そのほか資源ごみ袋が有料というのはおかしいのではないかという話もありますし、粗大ごみ、これも持って行ったら有料、回収にまわしたら無料というような、その差もあるかなと。それと、資源ごみについてはもう少し頻度を増やしていただきたいということも市民の方々から聞きますので、有料で販売しているごみ袋の料金が有効に利用できないかというようなところで考えているところです。有料化に関する条例化の議論、この辺がどう進んでいるか教えていただけませんか。



○環境衛生課長（中馬吉和君）

有料化につきましては確かに本会議のところでも複数の議員から御質問いただいたところでございますけれども、霧島市においての有料化につきましては、先ほど私も説明の中で申し上げましたけれども、資源ごみの分別をもう少し増やすべき、今のごみの一人当たりの排出量、あるいはリサイクル率、こういうことが進まない中で、根本的な見直しをする必要があるということで、その対応を今協議しているところで、有料化につきましては、先ほど言いましたように、これらの状況を実施した中で、あるいはそれを踏まえながらということで、今すぐ有料化にという段階ではないところでございます。

○委員（宮本明彦君）

今でも有料化されているという認識なんですよ。基本にごみ袋を有料で買っていただく、それは市から買っていただくのか、環境保全協会から買っていただくというのがありますけれども、基本的には有料化になっているというのが、宮内議員の言い方でもあったかと思っておりますけれども、その辺の認識がまだ少しずれているのかなと、今の答弁をお聞きして思ったのですが、そこはもう一回答弁をお願いします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かに宮内議員の答弁の中で、あのおとき私が答弁したのは実際ごみ袋は市民が買われていると。この実態を踏まえれば市民にとっては何ら有料化と変わらないという認識をお持ちだとお答えしております。しかし厳密にいったときに、ごみの有料化というのは市のごみ処理に関わる経費を上乗せしたものをそのごみ袋の販売価格に反映させている。これがごみの有料化になります。これはそういう提議がございますので、霧島市の場合には有料で販売しておりますけれども、これはごみ袋の作成経費であり、ごみ処理経費等を含んでおりませんので、厳密に言えば有料化ではないということでございます。

○委員（時任英寛君）

提議は有料化でないということで結構でございます。資料に収支の決算が出ておりますが、これは環境保全協会の決算です。そこでごみ袋の収益等に関わる部分で、消費税等が発生を致しております。約250万円程度でございます。これを本市の一般会計で処理をしますと、ここの部分が経費削減になる可能性はあります。予算減額では1,000万円を超える公課費が計上してあります。たまたま平成27年度の決算では245万円ということになってはいますが、この税分を節税という考え方でいきますと、一般会計で処理をし、そこで挙げた収益について、保全協会へ補助金で流すという形にまるまる税分が保全協会に還元できるという考え方はできると思います。ただ、そうなった場合、条例制定をしないと市のほうで、ごみ袋の歳入というのは取り入れられないということですが、この税の考え方からして、一般会計での対応というのは考えられないのかお聴きをしたいと思っております。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かにここに保全協会ということで、税への対応を致しておりますが、これが一般会計になるとその分が軽減されるということでの市が取り扱うことに対しての御質問でございますが、私どものほうでもそのような議論はしているところでございます。純粋な有料化ということを行って、市がごみ袋を販売し、その収益を市の事業にまわす。そして保全協会については運営補助金を出して活動してもらおうということでございます。これも一つの方法かというふうに考えてはいるところでございます。

れども、この保全協会の活動は長い歴史がございますので、そういうことには十分な時間が掛かるといふふうに認識しております。

○委員（時任英寛君）

だから250万円県に払う部分を保全協会に回せるから、ある意味いいことではないのかなど。ただシステムを変えないといけないけれども、これは前向きに一般会計に繰り入れることで、ただ、繰り入れ方、歳入の仕方をどうするのかということは当然必要だと思いますが、節税対策という部分については、保全協会のほうが市の環境美化に対して最大限の御尽力を賜っているわけですし、この辺りの取扱いをしっかりと協議をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

節税に対する協議はさせていただくことは可能かと思えます。

○委員（前川原正人君）

資料の21ページで1億2,666万円が売り上げられて、支払いが6,000万円くらいで、その残りが販売益ということですが、市民にごみ袋を売る場合の値段、業者さんが持っていく値段とは違うと思いますが、そこはどのようにになっているのか教えてください。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

10枚入り一袋で可燃の大きが入札価格93円、業者への卸価格が180円、店頭価格が210円、可燃の中が入札価格70円、業者への卸価格150円、店頭価格180円、可燃の小が入札価格41円、業者への卸価格100円、店頭販売価格130円、不燃の大きが入札価格107円、業者への卸価格230円、店頭販売価格260円、不燃の小が入札価格69円、業者への卸価格140円、店頭販売価格170円、資源の大きが入札価格80円、業者への卸価格140円、店頭販売価格170円、資源の小が入札価格63円、業者への卸価格120円、店頭販売価格150円となっております。

○委員（前川原正人君）

今お示ししていただきましたように、入札をされて、その分を業者さんというか、小売で売られて、市民が負担をしているということになるわけですけれども、もう少しこれだけの利益が出るのだったら、もう少し負担の軽減ということで、検討が必要ではないですか。その辺の議論はないのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この袋の価格につきましても本会議で質問がございました。昨年その質問を受けまして、本部の臨時の総会を開催させていただきまして、そういう御意見があったということを経務局のほうから一応提案をしたところでございます。私どもと致しまして、当然資源としてごみを出していただくのであれば、資源袋の価格を引き下げたり、あるいは逆に可燃のごみとして出る袋のほうを若干上げるというような対応が必要ではないかというような御意見を申し上げまして、全体的に下げてはどうかというような御提言を申し上げたところでございます。ただし、そのときの本部の会議では今後また消費税等の変更もあって据え置きなどもする必要はあるし、協会の活動ももっと充実させる必要があるからということで、そのときは据え置きになったわけでございますが、やはりこれについては先ほど宮本議員からも、資源ごみについてももう少し品目を増やしたらという意見もございました。そうなったときに果たして袋の値段がこれでいいのかというのは、私どもも若干懸念しているところでございますので、再度本部のほうに、こういう意見があったということは伝えたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、23ページの中で、平成26年度、平成27年度の還元品がありますが、これはあくまでもその支部での議論の中での還元ということになるのですけれども、長い歴史があるので、なかなか一元化というのは難しいと思うのですが、それぞれ地域性というのはあると思うのですが、霧島市として見たときに本来であれば、一元化していくということも必要になってくると思うのですが、その辺の議論はされていらっしゃるのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

当然、この還元品につきましても、私のほうから統一したらどうかということをご提案させていただきました。ただ、そのときは地域の実情があるからということで、やり方を変更していないところがございますけれども、やはり同じ霧島市民として、こういう還元品に差があるというのは、今でも私自身も懸念を致しておりますので、これについて再度提案させていただきたいと思っております。

○委員（中村正人君）

還元品は金額的に幾らくらいになっていますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

金額の幅が、平成26年度でございますが、低いのが200円弱、上が500円を少し超える部分がございます。そして平成27年度が一番低いところで、これは業者から一部融通してもらったということで金額的に低いのですが100円ちょっと。上が500円弱ということで、かなり差があるようでございます。

○委員（中村正人君）

還元品というのは会費を徴収しているから還元しているということでよろしいのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この還元品というのは会費を徴収しています。そしてごみ袋の販売益もございます。ごみ袋の販売益につきましては、不法投棄の回収とか、保全協会の活動とかいろいろなことに充ててあります。その中で尚且つ、この販売益が還元品として提供できるような状況のときに会費を払っていただいた方々に対して還元をするという趣旨のものでございます。

○委員（中村正人君）

毎年いろんな品物が還元品としてくるのですが、よく聞くのは大きなものは配りにくいと。ごみ袋くらいならあんまり文句は出ないのですが、要らない物がきたとか、いろいろあって、会費が719万2,400円ですか。会費はもう集めないで、還元品も要らないと。過去にそういったことを本会議でも意見したことがあるのですが、館長さんたちでそういった話し合いはないのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

私は平成26年から環境衛生課長とこの事務局長をさせていただいておりますが、この間、そういうような話が出たことはございませんけれども、ただ、ごみ袋の販売益というのは市民の方が全て買われるわけですね。そして還元品というのは会費を払われている方々に対してのみということになりますので、その部分の公平性を考えたときに、市民全体に還元する必要があるのかなという議論も一部ございます。ただ、会費を納入していただくということが、これまで保全協会の方々の話を聞けば、やはり会費を納入していただくことによって、保全協会に入って美化意識というのを認識していただくこと。そういうようなことを広めていこうということもあるようでございますので、そこにつきましてはいろんな意見がございますので、そういうような意見が出たということで、ごみ袋の販売益が6,600万円くらいあります。700万円の会費の必要性も含めて再度検討させていただきたいと思

ます。

○委員（中村正人君）

結局は1,200万円ほど残高があるわけですよ。719万円会費を集めて、また還元品でお金を出しているというのは無駄かなと思う部分もありますので、今後会議の中では御意見いただきたいと思いません。

○委員（宮本明彦君）

正直なところ要らないものをもらったらごみなんです。だから、別に要らない物、使わない物はお渡ししないほうがいいのか。結局のところは自治公民館長さん、自治会長さんが汗をかきながら配っておられるということにもなりますので、そういう意味ではもう少し楽にさせてあげていいのかなと思っています。そういう意味から、先ほど中村委員からも発言がありましたけれども、200円徴収してというのも、私も正直言って会員なんだということを初めて知りました。これは自治会のほうで徴収されているから、これは環境保全協会を支援するためのお金なんだ。そういう支援するためのお金なんだと思っていたら、会員なのかということも初めて知りましたので、そういう意味では基本的には市民全員に入ってもらわないといけない会なのかもしれません。ですから、先ほどあったように、意識を持たせるというのは、こういう会報できちっと意識を持っていただいて、やはり燃やすのにもお金が掛かるわけですし、ごみを出さないというほうにもっと環境衛生課のほうで頭をひねっていただいて、そちらの策が大事かな。そのためにどうしましょうかと環境保全協会のほうと一所懸命話をされていけばいいのではないかなと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時50分」

---

「再開 午前11時52分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。今回の所管事務調査に対して何か御意見はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

小水力発電の地元への還元について、霧島市全体では、重久地区にLEDを8件一番最初につけましたというお話でしたけれども、街灯だったら街灯でいいと思います。3年間だけでも地元である重久地区優先に還元するという使い方もありなのかなと思っています。そのほかに土砂上げにというお話もありましたけれども、それはちょっと違う話かなとも思いますので、それは基金から出すというのではなくて、基本的には発生源と話し合いながら、財源をどこから出すのかという話をさせていただいたほうがいいのかと感じました。

○委員（中村満雄君）

地元への還元ということでは、私が申しあげましたようにせつかくせき止めている土砂を流さないような方策というのは、ぜひとも何らかの形で関係部署で協議していただきたい。そうしたほうが寄

り洲とかそういったことは防げるということだと思いますということ、水路への堆積土砂については誰が責任をもつのかということで、水力発電なのか、メガソーラของบริษัทなのかということがありますが、現実には農家の方が迷惑を被っている事実があるということで、その事実に対して応えるというのは、霧島市がやるのか、我々がやるのか定かではありませんが、そういった姿勢は必要だと思います。もう一点はガイドラインにつきましては、県内初ということは聞いていますが、充実した内容で、他の市町村のガイドラインと比較しても遜色ないと言いますか、非常に優れたガイドラインになっていて、私は非常に評価しています。今後ともこのガイドラインの適用をきっちりやっていただきたいということ。それからもう一点エネルギー関係の関係部署が非常に広範囲にわたっていて、その取り扱いとかが非常に問題であるということは執行部のほうも認識しているみたいですが。これは私の個人的な考え方ですが、生活環境部は市民サイドに立っているいろんな見解を述べてくださっていますが、どうして建設部の答弁を聞きますと、事業者を養護するとか、そういったふうに取り扱われるような答弁を頂くことが多いので、霧島市としてエネルギー関係の部署がまとまってうまく対応していただけたらいいなと思います。

○委員（前川原正人君）

1点だけ自由討議をさせていただきたいと思います。ごみ袋の有料化についてでございますが、平成27年度の決算で大体6,600万円のごみ袋の利益が出ております。やはり市民への還元という点では大いに議論を深めていただいて、値下げの方向で検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、委員長報告はどのように取り扱いますか。

○委員（徳田修和君）

自由討議にあったように、こちらから提言している部分もあります。再生可能エネルギーの所管の在り方というところも執行部のほうが、はっきりと進めているところであるという見解も示したり、ガイドラインを正しく、充実した活用ができるような取組というものも議論ができていたところでしたので、ぜひ御紹介できればなと思いますので、委員長報告はしていただければなと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

今委員長報告をするべきという意見がありましたよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次に、5のその他です。閉会中の所管事務調査については、項目は何かございませんか。しばらく休憩します。

「休 憩 正 午」

---

「再 開 午後12時05分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については「生活環境行政について」及び「保健福祉行政について」とし、提出をしておくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

その他として、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後12時06分」

委 員 長 下深迫 孝二